

Radiata Increase



FP2級 生保顧客資産相談業務

2025 年 1 月
過去問解説

解答にあたっての注意

1. 試験問題については、特に指示のない限り、2024 年 10 月 1 日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
2. 問題は、【第1問】から【第5問】まであります。
3. 各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問 15》までとなっています。
4. 解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。
5. 解答は、解答用紙に記入してください。その際、漢字は楷書で、数字は算用数字で明瞭に記入してください。また、記号は判別できるよう明瞭に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問に答えなさい。

《設 例》

X株式会社（以下、「X社」という）に勤務するAさん（50歳）は、会社員の妻Bさん（50歳）と母Cさん（78歳）との3人暮らしである。Aさんは、65歳の定年までX社で働くつもりであるが、今のうちから老後の生活資金を準備しておきたいと考えるようになり、確定拠出年金の個人型年金に興味を持っている。

また、Aさんは、足腰の悪い母Cさんが、近い将来、介護が必要な状態となるのではないかと不安を感じており、介護休業を取得した場合の雇用保険からの給付について知りたいと思っている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

〈Aさんとその家族に関する資料〉

(1) Aさん（1974年11月26生まれ、会社員）

- ・ 公的年金加入歴：下図のとおり（65歳までの見込みを含む）
- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。
- ・ X社は確定拠出年金の企業型年金および他の企業年金を実施していない。

20歳	22歳	65歳
国民年金 保険料未納期間 (29月)	厚生年金保険	
	被保険者期間 (72月)	被保険者期間 (439月)
	(2003年3月以前の 平均標準報酬月額28万円)	(2003年4月以後の 平均標準報酬額45万円)

(2) 妻Bさん（1974年3月13生まれ、会社員）

- ・ 公的年金加入歴：20歳から22歳の大学生であった期間（25月）は国民年金の第1号被保険者として保険料を納付し、その後、現在に至るまでの期間（345月）は厚生年金保険に加入している。
- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。
- ・ 勤務先は確定拠出年金の企業型年金および他の企業年金を実施していない。

(3) 母Cさん（1946年12月3生まれ）

- ・ 後期高齢者医療制度の被保険者である。

※妻Bさんおよび母Cさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんによって生計を維持されているものとする。

※Aさんとその家族は、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Aさんが、原則として 65 歳から受給することができる老齢基礎年金および老齢厚生年金の年金額(2024 年度価額)を計算した次の〈計算の手順〉の空欄①～④に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、計算にあたっては、《設例》の〈Aさんとその家族に関する資料〉および下記の〈資料〉に基づくこと。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

〈計算の手順〉

1. 老齢基礎年金の年金額(円未満四捨五入) (①) 円
2. 老齢厚生年金の年金額
 - (1) 報酬比例部分の額(円未満四捨五入) (②) 円
 - (2) 経過的加算額(円未満四捨五入) (③) 円
 - (3) 基本年金額(上記「(1) + (2)」の額) □□□ 円
 - (4) 加給年金額(要件を満たしている場合のみ加算すること)
 - (5) 老齢厚生年金の年金額 (④) 円

〈資料〉

○老齢基礎年金の計算式（4 分の 1 免除月数、4 分の 3 免除月数は省略）

$$816,000円 \times \frac{\frac{\text{保険料}}{\text{納付済月数}} + \frac{\text{保険料}}{\text{半額免除月数}} \times \frac{\square}{\square} + \frac{\text{保険料}}{\text{全額免除月数}} \times \frac{\square}{\square}}{480}$$

○老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）

i) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）＝㉑＋㉒

㉑ 2003年 3 月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times 2003\text{年 } 3\text{月以前の被保険者期間の月数}$$

㉒ 2003年 4 月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1,000} \times 2003\text{年 } 4\text{月以後の被保険者期間の月数}$$

ii) 経過的加算額（円未満四捨五入）＝1,701円×被保険者期間の月数

$$-816,000円 \times \frac{\text{1961年 4 月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480}$$

iii) 加給年金額＝408,100円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

【答え】

①老齢基礎年金の年金額

●老齢基礎年金の受給要件

老齢基礎年金は、保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した、受給資格期間が10年以上ある場合に、65歳から受け取ることができます。

●老齢基礎年金の計算方法

20歳から60歳になるまでの40年間(480月)の国民年金の納付月数や厚生年金の加入期間等に応じて年金額が計算されます。

[計算式]

$816,000 \text{ 円} \times (\text{保険料納付済期間} + \text{免除期間}) \div 480 \text{ 月}$

[本問の場合]

20歳	22歳		65歳
国民年金		厚生年金保険	
保険料未納期間 (29月)		被保険者期間 (72月)	被保険者期間 (439月)
		(2003年3月以前の 平均標準報酬月額28万円)	(2003年4月以後の 平均標準報酬額45万円)

[本問の場合]

・Aさんは20～60歳になるまでの40年間(480月)が保険料納付済月数となりますが、未納期間が29月ありますので、 $480 \text{ 月} - 29 \text{ 月} = 451 \text{ 月}$ となります。

$816,000 \text{ 円} \times 451 \text{ 月} / 480 \text{ 月} = 766,700 \text{ 円}$

⚠Aさんの公的年金の加入歴を見て65歳まで書いてあったら注意
「老齢基礎年金額」「経過的加算額」「特別支給の老齢厚生年金」などは、20～60歳までの40年間(480月)で計算する場面があるので注意!!

② 老齢厚生年金の年金額

●報酬比例部分の額

i) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）＝㉑＋㉒

㉑ 2003年3月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times 2003\text{年3月以前の被保険者期間の月数}$$

㉒ 2003年4月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1,000} \times 2003\text{年4月以後の被保険者期間の月数}$$

20歳	22歳		65歳
国民年金 保険料未納期間 (29月)	厚生年金保険		
	被保険者期間 (72月)	被保険者期間 (439月)	
	(2003年3月以前の 平均標準報酬月額28万円)	(2003年4月以後の 平均標準報酬額45万円)	

[a] 2003年3月以前の期間分

$$280,000 \text{ 円} \times 7.125/1000 \times 72 \text{ 月} = 143,640 \text{ 円}$$

[b] 2003年4月以後の期間分

$$450,000 \text{ 円} \times 5.481/1000 \times 439 \text{ 月} = 1,226,411.55 \text{ 円}$$

[a+b]

$$143,640 \text{ 円} + 1,226,411.55 \text{ 円} = 1,226,412 \text{ 円}$$

③ ●経過的分算の計算方法

$1,701 \text{ 円} \times \text{被保険者期間の月数} - 816,000 \text{ 円} \times (1961 \text{ 年以後で } 20 \text{ 歳以上 } 60 \text{ 歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数} / 480 \text{ 月})$

[本問の場合]

・被保険者期間の月数は、 $72 \text{ 月} + 439 \text{ 月} = 511 \text{ 月}$ となり、上限の480月となります。

・1961年以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数は、60歳から65歳までの5年分(60月)を差し引き、 $511 \text{ 月} - 60 \text{ 月} = 451 \text{ 月}$ となります。

$1,701 \text{ 円} \times 480 \text{ 月} - 816,000 \text{ 円} \times 451 \text{ 月} / 480 \text{ 月} = 49,780 \text{ 円}$

④ ●加給年金の支給要件

厚生年金保険の被保険者期間が20年以上ある方が、65歳到達時点で、その方に生計を維持されている配偶者または子(18歳になって最初の3月31日まで)がいるときに加算されます。

[本問の場合]

Aさんの厚生年金被保険者期間は511月(42年)ですので、20年以上です。また妻BさんはAさんより年上ですので、**加給年金の対象外**です。

『老齢厚生年金の年金額』

老齢厚生年金の年金額=報酬比例部分+経過的分算+加給年金
 $1,226,412 \text{ 円} + 49,780 \text{ 円} = 1,276,192 \text{ 円}$

したがって正解は、

①766,700(円) ②1,226,412(円) ③49,780(円) ④1,276,192(円)

《問2》 Mさんは、Aさんに対して、老後の年金収入を増やす方法として確定拠出年金の個人型年金(以下、「個人型年金」という)について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I 「Aさんおよび妻Bさんは、引き続き厚生年金保険の被保険者であれば、最長で(①)歳まで個人型年金に加入し、掛金を拠出することができます。拠出することができる掛金の限度額は、Aさんと妻Bさんのいずれも年額(②)円です。なお、拠出した掛金は、小規模企業共済等掛金控除として所得控除の対象となります」

II 「個人型年金の老齢給付金を年金で受け取った場合、当該給付金は雑所得として総合課税の対象となり、老齢基礎年金や老齢厚生年金と同様に公的年金等控除の対象となります。なお、個人型年金からAさんが将来受け取る年金額は、(③)」

〈語句群〉

イ. 60

ロ. 65

ハ. 70

ニ. 240,000

ホ. 276,000

ヘ. 816,000

ト. Aさんの指図に基づく運用実績により増減します

チ. 拠出した掛金総額が最低保証されています

【答え】

① ロ. 65

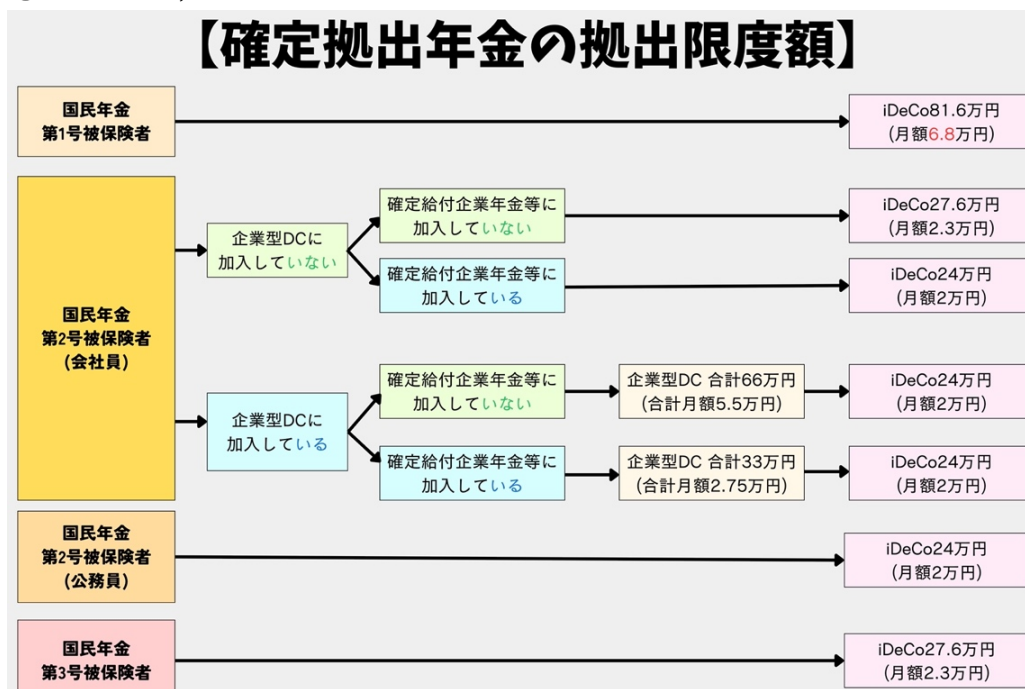
[個人型確定拠出年金の最長加入者年齢]

- ・国民年金 第1号被保険者 : 60歳未満
- ・国民年金 第2号被保険者 : 65歳未満
- ・国民年金 第3号被保険者 : 60歳未満
- ・任意加入被保険者・保険料納付済期間等が480月未満の者は、任意加入が加納:65歳未満

■法改正

2027 年 1 月 1 日からは、一律 70 歳未満に引き上げられる予定です。

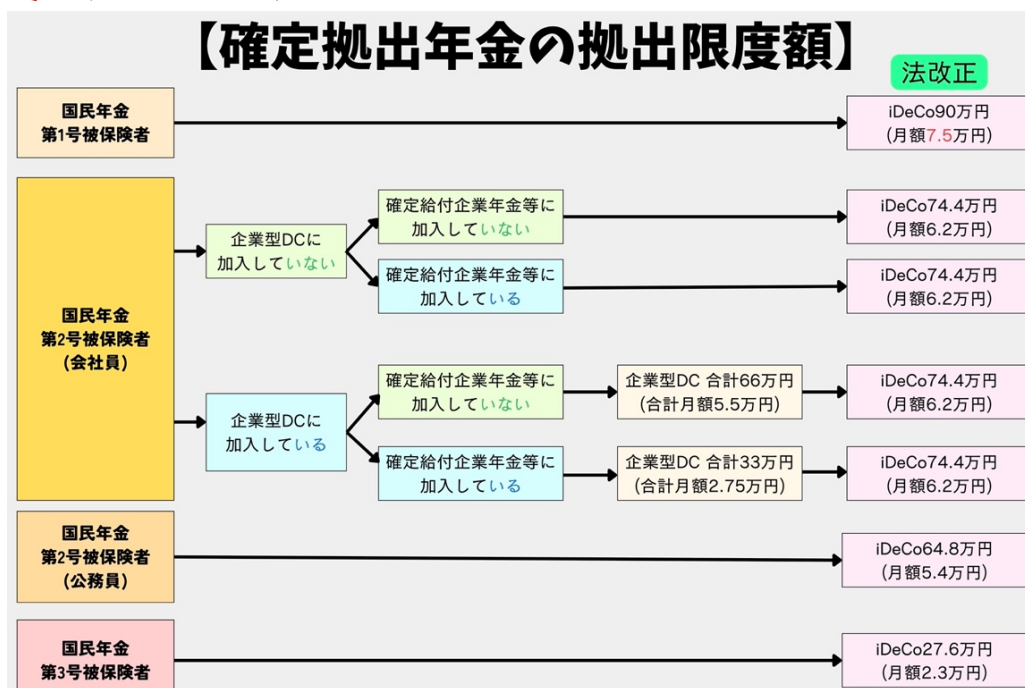
② ホ. 276,000



[本問の場合]

Aさん・Bさんは、国民年金第2号被保険者(会社員)で、企業年金等の実施はありませんので、**年額 27.6 万円**(月額 23,000 円)までとなります。

法改正: 2027 年 1 月施行



③ ト. Aさんの指図に基づく運用実績により増減します

確定拠出年金の個人型年金(iDeCo)は、自分で掛金を積み立て、その資金をどの商品で運用するかを自分で指示し、運用成績によって将来受け取れる年金額が増えたり減ったりする仕組みの私的年金制度です。

[流れ]

①自分で毎月の掛金を拠出する

②投資信託・定期預金・保険商品などの中から投資対象を選ぶ

③運用結果によって資産が増えたり減ったりする

④60歳以降に「年金」「一時金」または両方の形で受け取る

《問3》 Mさんは、Aさんに対して、雇用保険の介護休業給付金について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「Aさんが母Cさんのために介護休業を分割して取得する場合、介護休業給付金は、介護休業を開始した日から通算して180日を限度に3回までに限り支給されます」

②「介護休業給付金の額は、介護休業期間中に勤務先から賃金が支払われなかった場合、1支給単位期間について、休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の80%相当額です」

③「Aさんと妻Bさんが、母Cさんのために介護休業を同時に取得した場合、所定の要件を満たせば、Aさんと妻Bさんのどちらにも介護休業給付金が支給されます」

【答え】

介護休業給付金		
概要	・ 負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上にわたり常時介護を必要とする状態にある家族を、介護するための休業した場合に支給されます。 ・ 介護休業を開始する日の2週間前に事業主に申し出る必要がある。	
対象家族	・ 配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）・ 父母（養父母を含む）・ 子（養子を含む）・ 配偶者の父母（養父母を含む）・ 祖父母・ 兄弟姉妹・ 孫 ※対象家族に、同居や扶養等の要件はない	
受給要件	・ 介護休業を開始した日前2年間に被保険者期間が12か月以上必要 ・ 就労した場合、1支給単位期間において、就労している日数が10日以下であること ※ 1支給単位期間とは休業開始日から起算して1カ月毎に区切った各期間	
支給期間	支給対象となる同じ家族について、休業開始から通算して93日を限度に3回まで支給(分割取得可能)	
支給額 (おおよそ月収の67%)	休業開始時賃金日額×支給日数=13%未満	休業開始時賃金日額×支給日数×67%
	休業開始時賃金日額×支給日数=80%未満	休業開始時賃金日額×支給日数×80%-支払賃金額
	休業開始時賃金日額×支給日数=80%以上	不支給

① **×**

180 日ではありません。

休業開始から通算して **93 日**を限度に 3 回まで支給されます。

② **×**

80%ではありません。支給率は、67%相当額が正しい説明です。

介護休業給付金は、原則として

「休業開始時賃金日額 × 支給日数 × **67%**」

が支給額の基本です。

勤務先から賃金が全く支払われない場合でも、67%相当額が支給されます。

③ **○**

介護休業給付金は「家族につき 1 人」ではなく

「**休業を取得した労働者ごと**」に支給される制度のため、

同じ家族の介護を目的に複数の人が休業した場合でも、

所定の要件を満たせばそれぞれに給付されます。

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問に答えなさい。

《設 例》

個人事業主として雑貨屋を営むAさん（40歳）は、妻Bさん（41歳、事業専従者）、長男Cさん（11歳）、長女Dさん（7歳）との4人暮らしである。

Aさんは、先日、Aさんの父親が脳梗塞で倒れたことをきっかけに、自身が加入している生命保険を見直し、医療保障を充実させたいと考えていたところ、生命保険会社の営業担当者から下記の生命保険の提案を受けた。

また、Aさんは、自身が病気やケガで働けなくなったときに、収入が大きく減少することや金融機関からの借入金等の返済が滞ることに不安を感じている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

〈Aさんが提案を受けた生命保険に関する資料〉

保険の種類 : 3年ごと配当付特約組立型保険（注1）
月払保険料 : 18,600円
保険料払込期間（更新限度） : 90歳満了
契約者（＝保険料負担者）・被保険者 : Aさん
死亡保険金受取人 : 妻Bさん
指定代理請求人 : 妻Bさん

特約の内容	保障金額	保険期間
終身保険特約	100万円	終身
定期保険特約	1,900万円	10年
重度疾病保障特約（注2）	一時金 200万円	10年
総合医療特約（180日型）	1日目から日額10,000円	10年
先進医療特約	先進医療の技術費用と同額	10年
生活サポート年金特約（注3）	年額240万円×一生涯	10年
指定代理請求特約	—	—
リビング・ニーズ特約	—	—

（注1）複数の特約を組み合わせることで加入することができる保険

（注2）所定のがん（悪性新生物）、急性心筋梗塞、脳卒中、重度の糖尿病、重度の高血圧性疾患、肝硬変、慢性腎不全、慢性すい炎のいずれかを保障する（死亡保険金の支払はない）。

（注3）身体障害者福祉法の身体障害者障害程度等級1級または2級の「身体障害者手帳」を交付された場合、公的介護保険の要介護3以上に認定された場合に終身年金が支払われる（死亡保険金の支払はない）。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 Mさんは、Aさんに対して、公的医療保険制度および公的年金制度について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I 「Aさんのような国民健康保険の被保険者が、病気やケガで医師の診察を受け、(①) に医療機関等に支払った医療費の一部負担金等の合計が自己負担限度額を超えた場合、所定の手続により、自己負担限度額を超えた額が高額療養費として支給されます。この一部負担金等の合計には、差額ベッド代、食事代、保険適用となっていない医療行為等に係る費用は含まれず、70 歳未満の者の場合、原則として、医療機関ごとに、入院・外来、医科・歯科別に一部負担金等が(②)円以上のものが計算対象となります」

II 「仮に、Aさんが国民年金の被保険者期間中に初診日のある傷病によって重度の障害状態となり、障害認定日において、国民年金の障害等級1級、(③)のいずれかに該当し、保険料納付要件を満たしている場合、障害基礎年金を請求することができます。障害認定日とは、その障害の原因となった傷病についての初診日から(④)を経過した日、または(④)以内にその傷病が治った(症状が固定した)日を指します」

〈語句群〉

イ. 9,000

ロ. 12,000

ハ. 21,000

ニ. 同一月内

ホ. 同一年内

ヘ. 過去2年以内

ト. 2級

チ. 2級または3級

リ. 6カ月

ヌ. 10 カ月

ル. 1年6カ月

【答え】

① ニ. 同一月内

高額療養費は、その人が **同じ月の中で** 医療機関等に支払った自己負担分の合計が、自己負担限度額を超えた場合に支給されます。

月をまたいで支払った分は合算できず、「1 か月単位」で判定されるため「同一月内」が正しい説明です。

② ハ. 21,000

70 歳未満の場合、高額療養費の計算対象となるのは
医療機関ごと・入院外来別・医科歯科別 にみて

自己負担額が **21,000 円**以上のもの です。

21,000 円未満のものは、高額療養費の計算対象の合算に含まれません。

※備考

自己負担限度額は、月に支払う医療費の上限のことで、収入によって人それぞれ違いますが、

合算対象の基準額は、合算できる医療費の判断ラインが、一律 21,000 円以上となります。

合算対象は、

- ・医療機関ごと
- ・入院と外来
- ・医科と歯科

と分けて判定し、21,000 円以上の区分だけ合算対象となります。

簡単にいうと、

自己負担限度額は、収入により人それぞれ違いますが、

合算に含まれるかの判定は、一律 21,000 円以上が対象となります。

③ ト. 2級

障害基礎年金は、国民年金加入中の初診により障害状態となった場合に支給されますが、
認定基準は
障害等級 1 級または 2 級 です。

3 級は厚生年金(障害厚生年金)の等級であり、障害基礎年金の等級ではありません。

④ ル. 1年6か月

障害認定日は、
初診日から 1 年 6 か月を経過した日
または
その 1 年 6 か月以内に治った(症状固定)日です。
この時点の障害状態により等級の判定が行われる。

※症状固定とは、治療してもそれ以上の症状の改善が見込めなくなった状態のこと。

《問5》 Mさんは、Aさんに対して、Aさんが提案を受けている生命保険の保障内容等について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「がんや脳梗塞等の重度疾病については、再発のリスクも高く、治療期間も長期にわたるケースがあります。そのため、重度疾病の保障を準備する際には、再発時の保障の有無や保険金等が支払われる疾病の種類を確認する必要があります」

②「先進医療特約では、医療機関で受けた治療や手術が当該特約の契約日時点で定められた先進医療に該当すれば、先進医療給付金が支払われます。一部の先進医療については費用が高額となるケースもありますので、先進医療特約の付加をお勧めします」

③「Aさんのような個人事業主が死亡した場合の必要保障額は、遺族の生活費や教育費等だけでなく、事業に係る借入金等の個人事業主名義の債務も含めて計算します」

【答え】

① ○

重度疾病とは、ガン(悪性新生物)・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病等です。

ガンは、再発や転移の可能性があるため、重度疾病の保険金等が支払われる種類や状態などを確認する必要があります。

② ✕

契約時点ではありません。療養を受けた時点が正しいです。

先進医療特約は、厚生労働大臣が定める高度で最先端の医療技術を用いた療養に対して給付金が支払われる特約で、加入後に新しく認められた(療養を受けた時点の)先進医療も支払い対象です。

※外来・入院問わず対象となります。

③ ○

個人事業主が亡くなった場合、家族の生活費や子どもの教育費が必要になるだけでなく、事業のために行っていた借入やリース契約、取引先への未払金なども名義上すべて本人の債務であるため、死亡後に家族へ引き継がれる可能性があります。遺族が事業を継続する場合は返済が家計の負担となり、継続しない場合でも契約の清算などに費用がかかるため、いずれにしても資金需要は避けられません。そのため、個人事業主が必要保障額を考える際には、家族の生活費や教育費だけでなく、事業に関連する債務の残高も含めて計算することが重要です。事業用の借金であっても個人の負債として扱われるため、保障額を過小に見積もらないようにする必要があります。よって、事業の借入金等の個人事業主名義の債務も含めて計算することは大事です。

簡単にいうと、個人事業主が亡くなった場合の必要保障額は、家族だけでなく、事業の負債などを含めて計算するということ。

※必要保障額とは、遺された家族が、現時点で不足する金額のことで、この金額を死亡保険で補う。

《問6》 Mさんは、Aさんに対して、就業不能保険について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「就業不能保険は、入院や在宅療養が一定日数以上継続して所定の就業不能状態に該当した場合に保険金・給付金が支払われる保険で、うつ病などの精神疾患による就業不能を保障の対象とする保険商品も販売されています」

②「Aさんが就業不能保険に加入後、就業不能給付金を受け取ることになった場合、当該給付金は非課税となります」

③「就業不能保険に係る保険料は、介護医療保険料として生命保険料控除の対象となり、その控除額は、所得税で最大 50,000 円、住民税で最大 25,000 円となります」

【答え】

① ○

就業不能保険は、入院や在宅療養が一定期間続き、保険会社の基準による「就業不能状態」に該当した場合に給付金を支払う保険です。

また、商品によってはうつ病などの精神疾患による就業不能も保障の対象となるものがあります。

② ○

就業不能給付金は、就労不能状態に備えるための保険金であり、所得税法上「心身に加えられた損害に基因して支払われる給付金」に該当するため非課税となります。

③ ✕

《新制度》2012年1月1日以後	
全体の所得控除限度額	所得税 12万円 住民税 7万円
●一般生命保険料控除	
所得控除限度額	所得税 4万円 住民税 2.8万円
●介護医療保険料控除	
所得控除限度額	所得税 4万円 住民税 2.8万円
●個人年金保険料控除	
所得控除限度額	所得税 4万円 住民税 2.8万円

就業不能保険の適用区分は「介護医療保険料控除」として扱われます。
控除限度額は、所得税 40,000 円、住民税 28,000 円です。

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問に答えなさい。

《設 例》

Aさん（69歳）は、X株式会社（以下、「X社」という）の創業社長である。

Aさんは、最近、自身の体の衰えに不安を感じており、長男Bさん（36歳）に社長の座を譲り、勇退することを決意している。また、下記〈資料1〉の生命保険の解約と、長男Bさんを被保険者とする〈資料2〉の生命保険の加入を検討している。

そこで、Aさんと長男Bさんは、生命保険会社の担当者であるファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

〈資料1〉 X社が現在加入している生命保険の内容

保険の種類	： 無配当通増定期保険（特約付加なし）
契約者（＝保険料負担者）	： X社
被保険者	： Aさん
契約年月日	： 2018年10月 1 日（加入時年齢：62歳）
死亡保険金受取人	： X社
基本保険金額	： 1 億円
保険期間・保険料払込期間	： 78歳満了
通増率変更年度	： 第 8 保険年度
年払保険料	： 400万円
現時点の払込保険料累計額	： 2,800万円
現時点の解約返戻金額	： 2,400万円
※保険料の払込みを中止し、払済終身保険に変更することができる。	
※所定の範囲内で、契約者貸付制度を利用することができる。	

〈資料2〉 X社が加入を検討している生命保険の内容

保険の種類	： 無配当定期保険（特約付加なし）
契約者（＝保険料負担者）	： X社
被保険者	： 長男Bさん
死亡保険金受取人	： X社
死亡・高度障害保険金額	： 1 億円
保険期間・保険料払込期間	： 95歳満了
年払保険料	： 200万円
最高解約返戻率	： 83%
※保険料の払込みを中止し、払済終身保険に変更することができる。	
※所定の範囲内で、契約者貸付制度を利用することができる。	

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 仮に、X社がAさんに役員退職金 4,000 万円を支給した場合、Aさんが受け取る役員退職金について、次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい(計算過程の記載は不要)。〈答〉は万円単位とすること。なお、Aさんの役員在任期間(勤続年数)を 35 年 10 カ月とし、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

- ① 退職所得控除額
- ② 退職所得の金額

【答え】

① 1,920(万円)

[退職所得控除額の計算式]

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万×勤続年数(最低80万円)
20年超	70万円×(勤続年数-20年)+800万円

* 勤続年数1年未満の端数は1年として切り上げます。

[本問の場合]

Aさんの勤続年数35年1ヶ月なので、勤続年数36年で計算します。

$$70万円 \times (36年 - 20年) + 800万円 = 1,920万円$$

② 1,040(万円)

[退職所得の計算式]

$$\text{退職所得} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

$$(4,000万円 - 1,920万円) \times 1/2 = 1,040万円$$

したがって正解は、

①1,920 (万円)

②1,040 (万円)

《問8》 Mさんは、Aさんに対して、〈資料1〉の逓増定期保険について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「X社が現在加入している生命保険の単純返戻率(解約返戻金額÷払込保険料累計額)は、保険期間の途中でピークを迎え、その後は低下し、保険期間満了時には0(ゼロ)になります。当該生命保険の解約返戻金は、役員退職金の原資や設備投資等の事業資金として活用することができます」

②「X社が現在加入している生命保険を解約せず、払済終身保険に変更する方法もあります。ただし、変更する際に、Aさんは改めて健康状態等についての告知または医師の診査を受ける必要があるため、Aさんの健康状態によっては、払済終身保険に変更できない場合があります」

③「X社が現在加入している生命保険を解約した場合、解約返戻金額である2,400万円と解約時の資産計上額である2,800万円との差額である400万円を雑損失として経理処理します」

【答え】

① ○

逓増定期保険は、解約返戻金の返戻率（解約返戻金÷払込保険料累計額）は、保険期間の途中でピークを迎え、その後は低下し、満期時には解約返戻金がなくなるためゼロになるタイプの法人保険です。

また、解約返戻金を役員退職金の原資や設備投資などの事業資金に活用することも可能です。

② ✕

払済終身保険へ変更する場合、元の契約の貯蓄部分をそのまま保険料として活かすため、新たな加入ではなく、継続扱いで「契約変更」と扱われます。保険契約の継続扱いとなるため、あらためて健康状態の告知や医師の診査は不要です。

（保険会社にとっては、新たなリスク査定を行う必要がない）

よって「健康状態によっては変更できない」という記述が誤りです。

③ **×**

保険の種類 : 無配当逦増定期保険 (特約付加なし)

契約者 (=保険料負担者) : X社

被保険者 : Aさん

契約年月日 : 2018年10月1日 (加入時年齢: 62歳)

死亡保険金受取人 : X社

基本保険金額 : 1億円

保険期間・保険料払込期間 : 78歳満了

逦増率変更年度 : 第8保険年度

年払保険料 : 400万円

現時点の払込保険料累計額 : 2,800万円

現時点の解約返戻金額 : 2,400万円

※保険料の払込みを中止し、払済終身保険に変更することができる。

※所定の範囲内で、契約者貸付制度を利用することができる。

契約は 2019 年 7 月 7 日以前に契約した逦増定期保険であり、
被保険者の加入時年齢・満了時年齢に応じて「保険料の経理処理 (損金
／資産計上)」が決まっています。

[2008 年～2019 年の経理処理]

年齢・期間の基準	保険期間の 60%まで	残りの保険期間 40%まで
① 保険期間満了時の年齢が 45 歳超	1/2(50%)を損金算入 1/2(50%)を資産計上	保険料は全額損金算入、それまでの資産計上分を残りの期間で均等に取り崩して損金算入
② 保険期間満了時の年齢が 70 歳超かつ加入年齢+(保険期間×2)が 95 歳超	1/3(66.6%)を損金算入 2/3(33.3%)を資産計上	保険料は全額損金算入、それまでの資産計上分を残りの期間で均等に取り崩して損金算入
③ 保険期間満了時の年齢が 80 歳超かつ加入年齢+(保険期間×2)が 120 歳超	1/4(25%)を損金算入 3/4(75%)を資産計上	保険料は全額損金算入、それまでの資産計上分を残りの期間で均等に取り崩して損金算入
上記の 3 区分に該当しない場合	支払い保険料の全額を損金算	

[本問の場合]

加入時年齢 62 歳

満了時年齢 62 歳 + 保険期間 16 年 $(78-62) \times 2 = 94$ 歳 (95 歳以下)

上記表の① [保険期間満了時年齢が 45 歳超]に該当します。

前半 6 割期間: 保険料を 1/2 損金、1/2 資産計上

後半 4 割期間: 全額を損金

この契約はまだ 前半 6 割期間 なので、

支払った保険料の 2 分の 1 を資産計上します。

累計額 2,800 万円 $\times 1/2 = 1,400$ 万円

これが解約時点の 資産計上額 になります。

●解約時の処理

解約返戻金: 2,400 万円

資産計上額: 1,400 万円

→ 資産計上額を取り崩す (資産減少)

→ 解約返戻金との差額: $2,400 \text{ 万円} - 1,400 \text{ 万円} = 1,000 \text{ 万円}$ が利益
つまり、**雑収入**になります。

●まとめ

誤った記述 ×	正しい処理 ○
差額 400 万円を雑損失	差額 1,000 万円 を 雑収入
資産計上額 2,800 万円	資産計上額 1,400 万円

[問題文の正しい説明文]

X社が現在加入している生命保険を解約した場合、解約返戻金である 2,400 万円から解約時の資産計上額 1,400 万円を差し引いた差額 1,000 万円が雑収入となり、損金算入せずに経理処理します。

《問9》 Mさんは、Aさんと長男Bさんに対して、〈資料2〉の定期保険の支払保険料の経理処理について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「法人を契約者(＝保険料負担者)および死亡保険金受取人とし、役員または従業員を被保険者とする保険期間が3年以上の定期保険で、最高解約返戻率が(①)%を超えるものの支払保険料の経理処理については、最高解約返戻率が『 (①)%超 70%以下』『70%超(②)%以下』『 (②)%超』である場合の3つの区分に応じて取り扱います。

〈資料2〉の定期保険の最高解約返戻率は『70%超(②)%以下』であるため、保険期間開始日から保険期間の(③)割に相当する期間を経過する日までは、当期分支払保険料の(④)%相当額を前払保険料として資産に計上し、残額は損金の額に算入します。(③)割に相当する期間経過後は、当期分支払保険料の全額を損金の額に算入するとともに、資産に計上していた金額については、保険期間の 7.5 割に相当する期間経過後から保険期間終了日までにおいて均等に取り崩し、損金の額に算入します」

〈数値群〉

- イ. 4
- ロ. 5
- ハ. 6
- ニ. 30
- ホ. 40
- ヘ. 50
- ト. 60
- チ. 80
- リ. 85
- ヌ. 90
- ル. 105

【答え】

【定期保険及び第三分野保険の保険料の取扱い】

法改正 (2019年7月8日 から施行)	法人が契約者となり、役員または使用人を被保険者とする保険期間が 3年以上 の定期保険または第三分野保険で最高解約返戻率が50%を超えるものに加算して支払った保険料は、原則、支払保険料のうち最高解約返戻率の区分に応じて計算される一定額を一定期間資産に計上し、その資産計上額は所定の期間経過後に取り崩して損金の額に算入されます。
全額損金算入 できる条件	・ 保険期間が3年未満の契約 ・ 最高解約返戻率が50%以下の契約 ・ 最高解約返戻率が70%以下で、かつ、 年換算保険料相当額が30万円以下の契約

最高解約返戻金	資産計上期間	資産計上期間の処理	損金算入割合	取崩期間
50%以下	なし	なし	100%	なし
50～70%以下	保険期間の 当初 4割 相当期間	40%	60%	保険期間の 75% 相当 の期間経過後から保 険期間終了まで
70～85%以下		60%	40%	
85%超	保険期間開始から最高 解約返戻率になるまで の期間等	①当初から10年間 支払い保険料×最高解約返戻率90% ②11年目以降 支払い保険料×最高解約返戻率70%	100%-左記の資 産計上割合	解約返戻金相当額が 最も高い金額となる 期間経過後から保険 期間終了日まで

① ヘ. 50

法人契約の定期保険で、保険料の損金算入方法が区分されるのは「最高解約返戻率が **50%**を超えるもの」です。

② リ. 85

最高解約返戻率が

- ・50%超 ～ 70%以下
- ・70%超 ～ **85%**以下
- ・85%超

の3区分で経理処理方法が異なります。

③ イ. 4

最高解約返戻率が70%超85%以下の定期保険の場合、保険期間の「**4割**」に相当する期間を経過する日までは、一定割合を資産計上し、残りを損金算入します。

④ ト. 60

最高解約返戻率が70%超85%以下の区分では、当期支払保険料の**60%**を前払保険料として資産計上し、残りの40%を損金算入します。

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問に答えなさい。

《設 例》

個人事業主のAさんは、妻Bさん、長男Cさんおよび母Dさんとの4人で暮らしていたが、2024年5月、妻Bさんが病気により他界した。Aさんは、2024年中に一時払変額個人年金保険(10年確定年金)の解約返戻金および終身保険の死亡保険金を受け取っている。

〈Aさんとその家族に関する資料〉

Aさん (45歳) : 個人事業主。2024年中に遺族基礎年金50万円を受け取っている。

長男Cさん (18歳) : 高校生。2024年中の収入はない。

母Dさん (72歳) : 2024年中の収入は、公的年金の老齢給付のみであり、その収入金額は80万円である。

〈Aさんの2024年分の収入等に関する資料〉

(1) 事業所得の金額 : 450万円 (白色申告)

(2) 一時払変額個人年金保険 (10年確定年金) の解約返戻金

契約年月 : 2015年10月

契約者 (=保険料負担者)・被保険者 : Aさん

死亡給付金受取人 : 妻Bさん

解約返戻金額 : 610万円

正味払込保険料 : 500万円

(3) 終身保険の死亡保険金

契約年月 : 2006年6月

契約者 (=保険料負担者)・被保険者 : 妻Bさん

死亡保険金受取人 : Aさん

死亡保険金額 : 1,000万円

※長男Cさんおよび母Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Aさんとその家族の年齢は、いずれも2024年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 10》 Aさんの 2024 年分の所得税の課税等に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「遺族基礎年金は雑所得として総合課税の対象となりますが、公的年金等控除額が控除されるため、雑所得の金額は算出されません」

②「Aさんが受け取った終身保険の死亡保険金は、一時所得として総合課税の対象となります」

③「Aさんが受け取った一時払変額個人年金保険の解約返戻金は、契約から 10 年以内の解約のため、金融類似商品に該当し、源泉分離課税の対象となります」

【答え】

① ✕

公的年金のうち、老齢年金は雑所得として課税対象になりますが、遺族年金や障害年金は、生活保障の性質が強く、困窮を防ぐ目的で支給される給付ですので、**非課税**として扱われます。

※備考

医療保険、労災保険、雇用保険についても社会保険から受ける給付についても、治療や生活補填を目的として支給される性質から、**非課税**となります。生活上の不測事態への救済的な給付は、非課税です。

② ✕

死亡保険金に対する税金				
契約者	被保険者	保険金受取人	課税関係	課税関係の理由
A	A	B	相続税	被保険者＝死亡者 → 相続財産扱い
A	誰でもOK	A	所得税(一時所得) ・住民税	自分で払って自分で受け取る → 一時所得
A	誰でもOK	C	贈与税	他人が払って他人が受け取る → 贈与扱い

(3) 終身保険の死亡保険金

契約年月 : 2006年6月
契約者(＝保険料負担者)・被保険者 : 妻Bさん
死亡保険金受取人 : Aさん
死亡保険金額 : 1,000万円

本問では契約者・被保険者は妻Bさんで、被保険者妻Bさんが死亡した場合、死亡保険金をAさんが受け取るため、**相続税**として課税されます。

③ ✖

10 年以内ではありません。5 年以内が正しい説明です。

一時払変額個人年金保険を解約した場合でも、すべてが源泉分離課税になるわけではありません。

金融類似商品として源泉分離課税の対象となるのは「契約から 5 年以内に解約した場合」です。

契約から 5 年を超えて解約した場合は、金融類似商品とは扱われず、一時所得として総合課税の対象になります。

《問 11》 Aさんの 2024 年分の所得税における所得控除に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I 「Aさんが適用を受けることができる扶養控除の額は、（ ① ）万円です」

II 「現に婚姻していない納税者が、総所得金額等が（ ② ）万円以下の生計を一にする子を有すること、納税者本人の合計所得金額が（ ③ ）万円以下であること、納税者本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないことの3つの要件を満たす場合、ひとり親控除の適用を受けることができます。ひとり親控除の額は、（ ④ ）万円です。なお、ひとり親控除の所得要件と控除額について 2026 年分以降の見直しが検討されています」

〈数値群〉

イ. 27

ロ. 35

ハ. 48

ニ. 86

ホ. 96

ヘ. 106

ト. 400

チ. 500

リ. 650

ヌ. 1,000

【答え】

【扶養控除】

概要	扶養親族の合計所得金額が 58万円以下 である場合、配偶者以外の親族は、一定金額の所得控除が受けられます。	
扶養親族の範囲	扶養親族とは、その年の12月31日（納税者が年途中で死亡し又は出国する場合は、その死亡又は出国の時）の現況で、次の4つの要件のすべてに当てはまる人です。 (1) 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)や市町村長から養護を委託された老人であること。 (2) 納税者と生計を一にしていること。 (3) 年間の合計所得金額が58万円以下であること。 (4) 青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないこと又は白色申告者の事業専従者でないこと。	
	対象者	控除額
一般扶養者	扶養家族で 16歳以上70歳未満	38万円
特定扶養者	扶養家族で 19歳以上23歳未満	63万円
老人扶養者	扶養家族で 70歳以上	同居親族→ 58万円 同居親族以外→ 48万円

① ホ. 96

・長男 C さん(18 歳) : 38 万円

・母 D さん(72 歳) 同居 : 58 万円

老齢給付 80 万円-公的年金等控除 110 万円=雑所得 0 円

扶養控除の額:38 万円+58 万円=**96 万円**

② ハ. 48

【ひとり親控除】

概要	納税者がひとり親であるときは、一定の金額の所得控除を受けることができます。 ※2020年に寡夫控除からひとり親控除に名前が変更されました。
ひとり親の範囲	- その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。 - 生計を一にする子がいるとき この場合の子とは、その年分の総所得金額が58万円以下で、他人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人 - 合計所得金額が500万円以下であること
控除額	35万円

総所得金額等が 48 万円以下(2024 年度)の場合に適用されます。

※2025 年度は **58 万円**以下となります。

③ チ. 500

本人の合計所得金額が **500 万円**以下であること。

④ ロ. 35

控除額は、一律 **35 万円**です。

《問 12》 Aさんの 2024 年分の所得税の算出税額を計算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

(a) 総所得金額		(①) 円
	医療費控除	□□□円
	社会保険料控除	□□□円
	生命保険料控除	□□□円
	地震保険料控除	□□□円
	ひとり親控除	□□□円
	配偶者控除	□□□円
	扶養控除	□□□円
	基礎控除	(②) 円
(b) 所得控除の額の合計額		3, 900, 000円
(c) 課税総所得金額 ((a) - (b))		□□□円
(d) 算出税額 ((c) に対する所得税額)		(③) 円

〈資料〉 所得税の速算表 (一部抜粋)

課税総所得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
～	195	5%	—
195	～ 330	10%	9万7, 500円
330	～ 695	20%	42万7, 500円
695	～ 900	23%	63万6, 000円

【答え】

① 4,800,000(円)

〈Aさんの2024年分の収入等に関する資料〉

(1) 事業所得の金額 : 450万円 (白色申告)

(2) 一時払変額個人年金保険 (10年確定年金) の解約返戻金

契約年月 : 2015年10月

契約者 (=保険料負担者)・被保険者 : Aさん

死亡給付金受取人 : 妻Bさん

解約返戻金額 : 610万円

正味払込保険料 : 500万円

(3) 終身保険の死亡保険金

契約年月 : 2006年 6 月

契約者 (=保険料負担者)・被保険者 : 妻Bさん

死亡保険金受取人 : Aさん

死亡保険金額 : 1,000万円

総所得金額とは、総合課税の所得を合計し、損益通算した後の金額のことを言います。損益通算とは、所得税額を計算する際に、不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得の金額に損失が生じた場合、その損失額をほかの所得の金額から控除することと言います。

●事業所得:450 万円

●一時所得

一時所得=収入金額-支出金額-特別控除(50 万円)

※総所得金額に算入する場合はさらに 1/2 をします。

・一時払い変額個人年金保険

610 万円-500 万円-50 万円=60 万円

60 万円×1/2=30 万円

・終身保険の死亡保険金は、所得税ではなく相続税の対象なので、総所得金額の計算には、含まない。

●総所得金額

総所得金額=事業所得 450 万円円+一時所得 30 万円=480 万円

② 480,000(円)

合計所得金額	基礎控除額		
	2019年度分まで	2024年度まで	2025年度以降
2,350万円以下	38万円	48万円	58万円
2,350万円超2,400万円以下			48万円
2,400万円超2,450万円以下		32万円	32万円
2,450万円超2,500万円以下		16万円	16万円
2,500万円超		0円(基礎控除なし)	0円(基礎控除なし)

Aさんの合計所得金額は 480 万円ですので、
2024 年度は 48 万円です。(2025 年 1 月試験では 48 万円が正解)

【基礎控除の上乗せ特例】

概要	物価上昇に賃金上昇が追いついていない状況を踏まえ、 2025年・2026年の2年間のみ基礎控除に上乗せされる特例ができました。
----	--

合計所得金額	基礎控除額		
	2025年度以降	上乗せ特例	合計
132万円以下	58万円	37万円	95万円
336万円以下		30万円	88万円
489万円以下		10万円	68万円
655万円以下		5万円	63万円
2,350万円以下		0円	58万円
2,400万円以下	48万円		48万円
2,450万円以下	32万円		32万円
2,500万円以下	16万円		16万円
2,500万円超	0円		0円

[2025 年度の場合]

Aさんの合計所得金額は 480 万円ですので、
所得税の基礎控除 58 万円+上乗せ 10 万円=68 万円

(a) 総所得金額		(①) 円
	医療費控除	□□□円
	社会保険料控除	□□□円
	生命保険料控除	□□□円
	地震保険料控除	□□□円
	ひとり親控除	□□□円
	配偶者控除	□□□円
	扶養控除	□□□円
	基礎控除	(②) 円
(b) 所得控除の額の合計額		3,900,000円
(c) 課税総所得金額 ((a) - (b))		□□□円
(d) 算出税額 ((c) に対する所得税額)		(③) 円

③ 45,000(円)

(a)総所得金額 480 万円 - (b)所得控除の額の合計額 390 万円

課税総所得金額=90 万円

〈資料〉所得税の速算表（一部抜粋）

課税総所得金額			税率	控除額
万円超	万円以下			
～	195	5%	—	
195	～ 330	10%	9万7,500円	
330	～ 695	20%	42万7,500円	
695	～ 900	23%	63万6,000円	

90 万円×5%=45,000 円

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問に答えなさい。

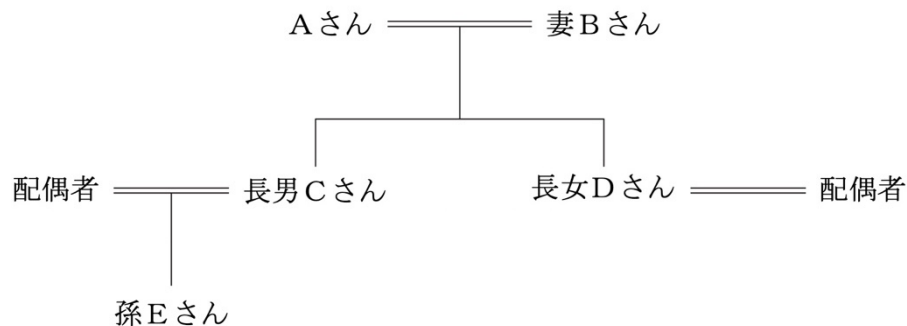
《設 例》

Aさん（73歳）は、妻Bさん（71歳）とX市内の自宅で暮らしている。Aさんの推定相続人は、妻Bさん、長男Cさん（45歳）および長女Dさん（43歳）の3人である。

長男Cさんは、現在、妻子との3人でX市内の賃貸マンションに住んでいる。一方、長女Dさんは、夫と他県に所在する戸建て住宅（持家）で暮らしている。

Aさんは、普段から身の回りの世話をしてくれる長男Cさん家族に対して生活資金や孫Eさん（15歳）の学費等について支援をしたいと思っており、現金の贈与を検討している。

〈Aさんの親族関係図〉



〈Aさんの所有財産（相続税評価額、下記の生命保険を除く）〉

現預金 : 8,500万円
上場株式 : 5,000万円
自宅（敷地300㎡） : 7,000万円（注）
自宅（建物） : 1,700万円

（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

〈Aさんが加入している一時払終身保険の内容〉

契約者（＝保険料負担者）・被保険者 : Aさん
死亡保険金受取人 : 妻Bさん
死亡保険金額 : 1,000万円

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 13》 生前贈与に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「Aさんが生前贈与を実行するにあたっては、暦年課税による贈与や相続時精算課税による贈与があります。

仮に、長男CさんがAさんから暦年課税による贈与を受けた場合、贈与税の課税価格から基礎控除額として最高(①)万円を控除することができます。また、Aさんからの贈与について、長男Cさんが相続時精算課税を選択した場合、贈与税の課税価格から基礎控除額と最高(②)万円の特別控除額を控除することができます。なお、基礎控除額と特別控除額を控除後の残額については、一律(③)%の税率により贈与税が課されます。また、長男Cさんが、同一年中に妻Bさんから贈与を受け、同様に相続時精算課税を選択した場合、それぞれの贈与税額の計算上、贈与税の課税価格から、(④)で(①)万円の基礎控除額を控除することができます」

〈語句群〉

- イ. 10
- ロ. 15
- ハ. 20
- ニ. 100
- ホ. 110
- ヘ. 120
- ト. 2,000
- チ. 2,500
- リ. 3,000
- ヌ. 3,500
- ル. 合計
- ヲ. それぞれ

【答え】

① ホ. 110

贈与税の基礎控除	贈与税は、その年の1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から暦年課税に係る基礎控除額 110万円 を差し引いた残りの額に対してかかります。 ※暦年課税 贈与税の課税方式のひとつで、1月1日から12月31日までの1年間に贈与された財産の合計額に応じて課税されます。
-----------------	---

② ち. 2,500

【相続時精算課税制度】



概要	相続時精算課税制度とは、生前贈与を受けるときに、贈与時は2500万円まで贈与税がかからず、超えた部分の贈与税も後で、相続税から控除されるため、最終的に相続時にまとめて精算する制度です。	
適用対象者	贈与者	贈与した年の1月1日において60歳以上の父母または祖父母、
	受贈者	贈与を受けた年の1月1日において18歳以上の者のうち、贈与者の直系卑属(子や孫)である推定相続人または孫。
手続き	最初の贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までに贈与税の申告書に相続時精算課税制度の届出書を添付し、所轄税務署長に提出します。最初の贈与時に提出すると、相続時までこの制度が適用されます。 贈与者の死亡まで撤回することはできません。 取消しや暦年課税の適用や変更は不可です。	
受贈者の選択	受贈者の子・孫は、贈与者が選択できます。 例えば父からの贈与を相続時精算課税制度で選択し、母からの贈与を暦年課税とすることも可能です。	

控除額	受贈者単位で合計2,500万円までは贈与税が非課税となります。 両親からそれぞれ2,500万円までの贈与がある場合は、その時点では贈与税はかかりません。
税額計算	2,500万円の非課税枠を超える部分は贈与税率20%の一律となります。
贈与税の計算式	贈与税＝（贈与税の課税価格-特別控除額2,500万円）×20%
基礎控除	相続時精算課税は、年間110万円の基礎控除があり、特別控除の2500万円とは別枠であるため、相続財産に加算されない。(法改正により2024年1月から施行)
備考	・ 贈与税の基礎控除、年間110万円は適用されません。 ・ 相続時精算課税制度を適用するための計算上の贈与税額がゼロの場合でも申告書を提出する必要があります。 ・ 相続時精算課税制度を選択した場合、相続財産と合算するときは、相続時の評価額ではなく、贈与時の価額で計算します。 ・ 相続時精算課税制度を選択した場合、その者からの贈与については暦年課税制度の基礎控除をあわせて適用することはできません。
併用	「相続時精算課税制度」と「直系尊属からの住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税非課税制度」とは併用可能です。

特定受贈者ごとに、基礎控除 110 万円した後の残額を合計 2,500 万円まで贈与税が非課税となります。

③ ハ. 20

2,500 万円の非課税枠を超える部分は、贈与税率一律 20%となります。

④ ル. 合計

父	母	基礎控除枠
暦年課税110万円	暦年課税110万円	110万円
相続時精算課税制度110万円	相続時精算課税制度110万円	110万円
相続時精算課税制度110万円	暦年課税110万円	220万円

父母ともに相続時精算課税制度を利用した場合は、合計 110 万円となります。

《問 14》「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」（以下、「本制度」という）に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「Aさんから教育資金の贈与を受けた孫Eさんが本制度の適用を受けた場合、1,500 万円までの金額に相当する部分の価額については贈与税が非課税となります。ただし、学習塾などの学校等以外の者に対して直接支払われる金銭については 500 万円が限度となります」

②「本制度の適用を受けた孫Eさんが 23 歳に達する前に贈与者である Aさんが死亡した場合、非課税抛出額から教育資金支出額を控除した残額を孫Eさんが遺贈により取得したものとみなして、当該残額は相続税の課税価格に算入されます」

③「本制度の適用を受けた孫Eさんが 25 歳に達すると、教育資金管理契約は終了します。その場合、非課税抛出額から教育資金支出額を控除した残額は孫Eさんのその年分の贈与税の課税価格に算入されます」

【答え】

① ○

教育資金の一括贈与の非課税制度では、祖父母などから孫に贈られた資金のうち、

学校等に支払う費用 → 1,500万円まで非課税

学習塾など学校以外に支払う費用 → 500万円まで非課税

② ✕

教育資金の一括贈与は、贈与者が死亡したときに「残額を相続税の課税価格に加算する」ルールがありますが、例外があります。

孫が23歳未満のうちに贈与者が死亡した場合は、
残額は相続税の課税対象になりません。

つまり本問のケース

「孫Eさんが23歳に達する前にAさんが死亡」
では、本来は残額を相続税に加算しない扱いになります。

③ ✕

25歳ではありません。30歳が正しい説明です。

教育資金の一括贈与制度では、
受贈者(孫)が 30歳に達したとき に契約が終了し、その時点で残額がある場合に贈与税の課税対象になります。

《問 15》現時点(2025 年1月 26 日)において、Aさんの相続が開始した場合における相続税の総額を試算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、相続税の課税価格の合計額は1億 6,000 万円とし、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

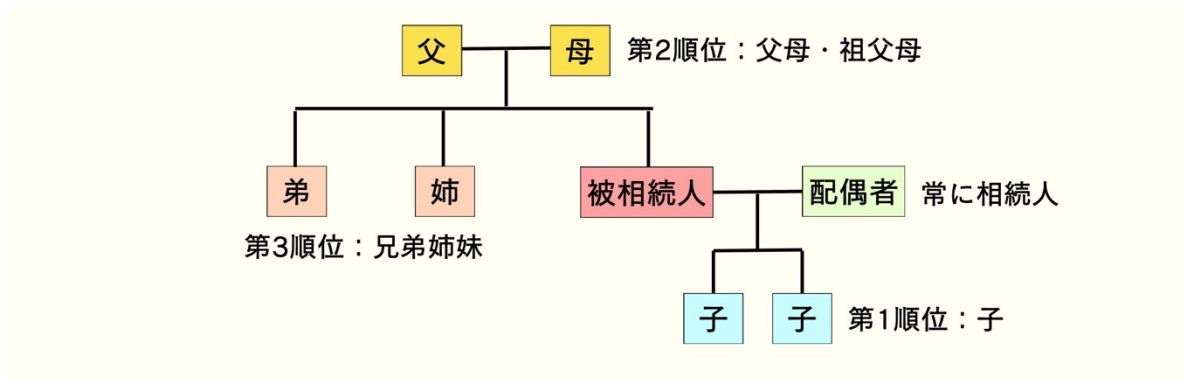
(a) 相続税の課税価格の合計額		1 億6, 000万円
(b) 遺産に係る基礎控除額		(①) 万円
課税遺産総額 ((a) - (b))		□□□万円
相続税の総額の基となる税額		
妻Bさん		□□□万円
長男Cさん		(②) 万円
長女Dさん		□□□万円
(c) 相続税の総額		(③) 万円

〈資料〉相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超	万円以下			
	～ 1, 000		10%	—
1, 000	～ 3, 000		15%	50万円
3, 000	～ 5, 000		20%	200万円
5, 000	～ 10, 000		30%	700万円
10, 000	～ 20, 000		40%	1, 700万円

【答え】

＜法定相続人＞



順位	範囲	備考
第1順位	子	養子・嫡出子・非嫡出子・相続開始時の胎児を含む
第2順位	直系尊属	父母・祖父母の順
第3順位	兄弟姉妹	第1順位、第2順位がない場合

＜法定相続分＞

配偶者のみ		相続分すべて		
順位	範囲	法定相続分	配偶者	配偶者なし
第1順位	子	1/2(均等分)	1/2	すべて均等分
第2順位	直系尊属	1/3(均等分)	2/3	すべて均等分
第3順位	兄弟姉妹	1/4(均等分)	3/4	すべて均等分

① 4,800(万円)

遺産に係る基礎控除額=3000万円+600万円×法定相続人の数

[本問の場合]

- ・妻Bさん
- ・長男Cさん
- ・長女Dさん

法定相続人3人です。

遺産に係る基礎控除額=3000万円+600万円×3人=4,800万円

② 370 万円

・課税遺産総額=1 億 6,000 万円-4,800 万円=1 億 1,200 万円

[本問の場合]

法定相続人:妻 B さん・長男 C さん・長女 D さん

法定相続分:妻 B さん 1/2・長男 C さん 1/4・長女 D さん 1/4

・課税遺産総額 1 億 1,200 万円を法定相続分で各人に分配

妻 B さん : 1 億 1,200 万円×1/2=5,600 万円

長男 C さん: 1 億 1,200 万円×1/4=2,800 万円

長女 D さん: 1 億 1,200 万円×1/4=2,800 万円

・速算表より各人ごとの相続税額を算出

〈資料〉相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
～	1,000	10%	—
1,000	～ 3,000	15%	50万円
3,000	～ 5,000	20%	200万円
5,000	～ 10,000	30%	700万円
10,000	～ 20,000	40%	1,700万円
20,000	～ 30,000	45%	2,700万円
30,000	～ 60,000	50%	4,200万円
60,000	～	55%	7,200万円

妻 B さん: $5,600 \text{ 万円} \times 30\% - 700 \text{ 万円} = 980 \text{ 万円}$

長男 C さん: $2,800 \text{ 万円} \times 15\% - 50 \text{ 万円} = 370 \text{ 万円}$

長女 D さん: $2,800 \text{ 万円} \times 15\% - 50 \text{ 万円} = 370 \text{ 万円}$

④

相続税の総額: $980 \text{ 万円} + 370 \text{ 万円} + 370 \text{ 万円} = 1,720 \text{ 万円}$

したがって正解は、

① 4,800(万円)

② 370(万円)

③ 1,720(万円)

—終—